

事研究に関して一九六七年以来五〇年ぶりの声明であり、その歴史的意義は大きい。

この「声明」に呼応して、多くの大学が防衛省の「安全保障技術研究推進制度」には応募しないとの態度表明をしているが、それに反対して応募することを奨励する大学も少数ながらある。また、二〇一七年度の応募結果に見るように、公的研究機関と企業が「声明」に関わりなく多数応募していることが目につく。この状況が今後どのような影響を与えるか予断を許さない。

このような日本学術会議における議論の経過をまとめるのが本章の目的であるが、その詳細に入る前に、第1節において日本学術会議の会員選出方法の変化について解説しておく。発足時から大きく様変わりしたため、研究者でも日本学術会議の現状を知る人間が少なくなり、ましてや市民の方々の多くに日本学術会議の詳細が衆知されていないようなので、ここで整理しておくことにする。

1 日本学術会議の会員選出法の変遷

日本学術会議は、戦後民主主義の精神に則って戦前の学術研究会議が改組され、一九四九年

に内閣総理大臣の管轄で総理府の機関として発足した。科学者の代表で構成する「重要な国の機関」との位置づけであった。

最初の会員選出法とそれへの非難

日本学術会議の最初の会員選出法は一般選挙制であった。概ね修士課程修了程度で発表論文が二編程度ある研究者が有権者登録をし、五年以上の研究歴がある専門的研究者を被有権者としたものである。立候補制で全国区と地方区に分け、無記名選挙で全二一〇名の会員が選出されるという、極めて民主主義的な選出法で「学者の国会」と呼ばれるのに相応しい選出法であった。

二一〇名の会員内訳は、第一部文学・哲学・教育学・心理学・社会学・史学、第二部法律学・政治学、第三部経済学・商学・経営学、第四部理学、第五部工学、第六部農学、第七部医学・歯学・薬学の七部構成で、それぞれ三〇名の定員で、国会議員と同じく、何回選出されてもよく、また年齢に関係なく選ばれる建前であった。実際、日本学術会議は、原子力の平和利用のための自主・民主・公開の三原則の提案や全国大学共同利用研究所の設立勧告を行ない、日本の学術界を統括・先導する役割を果たしていたのである。

しかし、年月が経つにつれ、二つの方向から日本学術会議を骨抜きにする動きが出てきた。一つは、文部省の勢力拡大の動きである。初等・中等教育とともに高等教育の運営管理を任された文部省は、大学における教育・研究に関わる行政に対しても独占権を持つことを望んで、学術会議から研究面での権限を徐々に奪っていったのである。実際、文部省は概算要求による各大学の将来計画や設備更新の交渉・実現、全国大学共同利用研究所の設立やその研究計画（ビッグサイエンス）の実施、科学研究費補助金の科目決定・予算配分・採択決定など、主として予算に関わる面での実務も含めて計画から実行までを差配しようとした。そのやり方は、文部省が学術審議会を設立し、そこに文部大臣が諮問して答申させ予算化するという方法で、本来なら日本学術会議に諮問すべきであったのに、文部省が自前の審議会を作ってお手盛りの答申を得るという巧妙な手法を編み出したのである。

研究者は研究資金を出してくれる官庁に弱いから、立案はするが予算に関与しない日本学術会議から、徐々に予算権限を持つ文部省に軸足を移していくことになった。学術審議会に大学の研究者が委員として招かれて施設計画などを議論し、その結果が現実を実現されることになるから必然的に文部省寄りになっていったのである。こうして、大学予算や将来計画の概算要求などの学術行政に関わる事項は文部省に集中するようになり、日本学術会議は基礎科学の振

興・国際交流事業・大学における学術研究の推進などのような、原則論や建前論の議論ばかりとなってしまう。また共同利用研究所の建議も政府にほとんど無視されて言いつ放しになるのみとなり、その議論も低調にならざるを得ない。いわば、学術行政の理念は日本学術会議、予算や運営の実際は文部省が管轄するということになったのである。当然、大学の研究者の日本学術会議への関心が薄れていく一方となるのは止むを得ない成り行きでもあった。

もう一つは自民党政府からの日本学術会議への強い干渉があったことである。日本学術会議がベトナム戦争で米軍の行為を強く非難して政府と対立したり、大学管理法に反対したり、科学者憲章の制定について文部省に盾突いたり、というふうに政府筋から思い通りにならないと見なされたのである。そのため政府から露骨な批判が浴びせられるようになった。その理由は人気取りの上手な札付きの左翼の研究者が多選されているというもので、会員選出法の自由立候補制・自由選挙制がガンだとして非難が集中することになった。政府が口出ししやすい選挙制度に変えるよう圧力をかけたのである。それに呼応するかのようになり、それまでは政府や省庁から日本学術会議に対して多くの諮問がなされ、問題ごとに委員会を設置して答申案を作成し、総会で承認して提出するということが重要な任務の一つであったのだが、その諮問がほとんどなされなくなってしまうたのである。日本学術会議法の第四条に「政府は、日本学術会議に諮

問することができる」という条項があるのだが、行政官庁が歩調を合わせて、こぞつて日本学術会議をボイコットするようになったのだ。その結果として、日本学術会議は研究者団体の研究連絡や国際交流関係などが主な任務となり、学術行政に直接影響を与えない、学者の世界の結びつきのみ閉じてしまったのである。

最初の会員選出法の「改革」

そこで、日本学術会議として、政府筋から圧力が加かっていた会員選出法の変更を受け入れることになり、一九八五年に最初の「改革」を行なった。日本学術会議に登録して、学会活動の実態が信頼できる学協会であると認定された登録学術研究団体(およそ二〇〇ある)からの会員推薦制に変更された。こうすれば、専門分野ごとの選出だから、人気取りのような自由選挙による会員選出は行なわれなくなると考えられたのである(私は日本天文学会から推薦されて選出された会員で、日本天文学会では必ず事前に学会会員による選挙が行なわれた)。また、通算三期までとされた。

この結果として、専門研究者の集まりで学協会からの推薦で会員が決まるのだから、学術行政全般に関わるような問題は任務から外されることになった。そのため、日本学術会議が持つ

ていた多くの行政権限(科学研究費審査員の推薦、共同利用研の設立勧告、共同利用研委員推薦など)が縮小され、科学の振興や技術の発達に関する方策、研究成果の活用や科学者の養成に関する方策など、学術研究の基本的施策を議論する場となったのである。むしろ、これらの問題を議論し提言する任務を持つ国を代表するようなアカデミーは必要なのだが、そのためには行政官庁に影響を与えるだけの権限が付与されていなければならない。そのため、日本学術会議では登録学術研究団体がそれぞれの分野の研究者から構成される「研究連絡委員会」を持ち、各分野の将来計画を議論して提言・勧告などを積極的に行なう努力を続けてきた。しかしながら、政府によってこれらの提言がほとんど採用されないので、日本学術会議の役割は各研究分野の情報交換と海外との学術交流という、狭い意味での研究活動の問題を議論する閉じた場とならざるを得なくなったのである。

さらに、一九九九年頃から国の行政改革の議論が盛んになり、中央省庁再編の議論で日本学術会議不要論が出たこともあって、二〇〇一年には内閣総理大臣から総務大臣の管轄となり、「総務省の特別の機関」にされてしまった。政治的影響力を全く持たない中央選挙管理会とか政治資金適正化委員会などと同じレベルの組織とされてしまったのである。まさに閑職に追いやられたのだ。

これに対し、政府の意向を斟酌(付度)しつつ、日本学術会議として独自の改革案を議論しようということになった。日本学術会議は、そもそも「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発展を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする」(日本学術会議法第二条)とあるように、科学者の代表として科学全般の発展と普及に努めることが求められている。その意味では科学アカデミーとしての役割を担うのだが、各国が採用しているような著名な科学者が名誉的に選出される科学アカデミーに閉じるのではなく、より幅広く現代的課題をも議論する日本学術会議であるべきなのだ。また、権威づけをしないと政府筋からは無視されてしまうから、権威を持たせる(つまり政府のお墨付きを得る)ことも考えねばならない。

再度の会員選出法の「改革」

というわけで、日本学術会議と総合科学技術会議とが相談して改革案を打ち出し、二〇〇五年から以下のような方式を採用することになった。

- (1) 内閣総理大臣の所轄とし内閣府の特別の機関とする、
- (2) これまでの七つの部会制を止めて、第一部人文・社会科学、第二部生命科学、第三部

理学・工学の三部制にして会員は各部七〇人とし、それ以外におよそ二〇〇〇人の連携会員(従来の研究連絡委員に対応)とする、

- (3) 会員の任期は二期六年で、会員・連携会員とも七〇歳定年とする、
- (4) 次期会員と連携会員は原則として現会員と連携会員の推薦によつて候補者を決定し、内閣総理大臣が任命する、

つまり、権威づけのために、(1)のように組織を内閣総理大臣の管轄に戻し、(4)のように通常の科学アカデミーで採用されている現会員の推薦制(cooptation)が採用されたのである。

ところで、総合科学技術会議とは二〇〇一年に、内閣総理大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議することを目的に内閣府に設置された会議で、内閣総理大臣自身が議長であり科学技術に関連する大臣と学識経験者が委員となっている。二〇一四年から総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)と改称され、自前の予算も有するようになってその権限が強化されている。

この「改革」によつて、会員候補者の選出が推薦制になり、ますます一般の研究者から遠ざかることになった。その結果、科学者が専門の分野に閉じこもつて国家の行政に対して強い発言をしなくなつてしまった。単純に言えば、「日本学術会議の会員は学会のボス(お偉方)」が

禪讓していくものとなってしまったからだ。もともと、日本学術会議の会長が自動的に総合科学技術・イノベーション会議の委員になるということもあって、日本学術会議は政府にとって御しやすい組織となったと見なされたためだろう、省庁からの日本学術会議への諮問が復活するようになった。こうして、政府との関係が「正常化」されたのである。

他方、日常の運営を円滑に行なうために、日本学術会議法にある「日本学術会議の職務及び権限の一部を幹事会に委任することができる」という条項に従って、運営に関する審議は幹事会(会長、副会長三名、三つの部会の部長及び副部長と幹事二名で計一六名)で行なわれている。最近では、総会で決定されるべき声明や勧告なども幹事会で決定するようになり、後述する今回の「声明」及び「報告」も幹事会決定で総会には報告されるに留まった(内閣がすべてを捌いて、国会を軽視する現在の状況に似ている)。

その結果として、役職者が議事を差配するようになり、決定に全会員が参与するという「重み」が薄れてしまった感は否めない。そのためもあって、日本学術会議はますます研究者の関心を惹かなくなり、学術の世界にとって重要な機関であるという意識がいつそう薄れていることも事実である。

しかし、日本の学術界を代表する機関という建前は崩れていない。「腐っても鯛」なのであ

る。このことは、今回の軍学共同問題を通じて明らかになった。

2 「安全保障と学術に関する検討委員会」の議論

防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」が二〇一五年四月から動き出し、さて日本学術会議はこの問題に対していかなる態度を示すだろうと注視していた。しかし、聞こえてくるのはこの制度を受け入れるというマスコミなどにおける大西会長の言動ばかりであった。実際には、日本学術会議の一五年の秋の総会で会員から議論の呼びかけがあり、一六年の春の総会でも大西会長への批判があつて、ようやく日本学術会議として意見を集約するという動きとなったようである。ある会員は「少なくとも半年間、時期を失しました」と述懐していたが、日本学術会議としての検討委員会が発足したのは二〇一六年五月二〇日であつた。

検討委員会の発足

大西会長自らが提案者となつて「課題別委員会設置提案書」が幹事会に提出され、異議なく承認されて「安全保障と学術に関する検討委員会」が発足することになった。この提案書に書